

熱血竪弁護士のこ

毎日、必死にこなしています。

止まることが許されない子育てを、

竪 十萌子 弁護士

を尽くしていくしかない。

綱渡りです。

子育て(だけに限らないですが)

何かしてくれるの?」「子ども達の自由 繰り返し沸き上がりました。 はどうなるの?」「通報されちゃうの?」 等と話す埼玉県議会議員の姿に、 ことなのか、県民の意識を変えたい。 しでも放置することがどれだけ危険な つかは罰則も設けたい。」「子どもを少 会で通過する、と報道されました。「い ける」というとんでも条例が埼玉県議 で、「発見した県民には通報義務を設 校生の兄弟との一時的な留守番もダメ せたり、下校させたりするのもダメ」「高 の時間であっても、置いていったらダメ」 生以下の子を、自宅であっても、 …という怒りと悲しみと恐怖の感情が - 小学校三年生以下だけで公園で遊ば そんな中、埼玉県では「小学校三年 あなた達は何かしてくれた?今後 「じゃ 少し

だましだ!となっているケース、 子どもを育てるため夜遅くまで働かざ 相にだけは行きたくない!親の方がま 童相談所に駆け込んだ子どもが、 施設があまりに酷すぎて、二度と児 弁護士として触れている現実も、 また、 児相 児

ある人は沢山いるでしょう。それでも くれない…」と絶望に苛まれたことが も経験も足りない中、その時々の最善 十分なお金も人手も支援 「誰も助けて は、 してくるこの条例は、 逆に、現状で何とか回しているから放っ この条例が出来たら、子の留守番を知っ う時を乗り切っている人も多々いて、 自宅で留守番させていても、 る時間が貴重な時間となっているケー 待を受けている子こそ、 る人もおらず、 ら入る先が無く、夕飯等を作ってくれ るを得ないが、 と思いました。 ておいてということには、土足で介入 める政治的支援は全然作らないのに、 より見えなくなるでしょう。親達が求 近所の人に頼れなくなり、子の安全は た近所の人は通報義務が課され、親は に事情を話していることで、いざとい 自宅に置くしかないケース、 沢山あります。また、 学童は小学校3年生か お腹が空いた子どもを 害悪でしかない 親と離れられ 子どもを 近所の人 また、虐

の担当は私が変わってあげるから」な るのではと怖気づきました。しかし、 ことはおかしいと闘った際には、 のマスク着用が長期間強制されている クだ!また立ち上がらないと!」「今日 あまりにおかしいよ!」「マスクはマス れなかったので、 した。しかし、コロナ禍で子どもたち 弁護士会やマスコミに訴えようとしま いかない、と強く思った私は、 士会やマスコミから十分な賛同を得ら 務所の弁護士達から、「この条例は こんな条例をこのまま通すわけには 今回も同じことにな すぐに

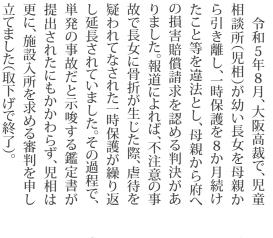
> 護士会とマスコミにこの問題について訴 どと背中を押され、 運動を開始しました。 私は意を決して弁

撤回、 した。 り出し、この条例は県議会に通す前に 務所の存在の大きさも改めて実感しま いつも運動を応援してくれるうちの事 事さを改めて実感し、それと同時に、 でした。そのため、前代未聞の「幻の 護士会の会長声明を詰めているところ 護士会の執行部会議にて、明日出す弁 くの方々が声を上げ、 かり動いてくれ、また、 弁護士会やマスコミと共に運動する大 会長声明」を作ったことになりました。 おかしいことをおかしいと主張し、 結果は、 撤回の情報を得た時には、 というスピード解決になりまし 弁護士会もマスコミもしつ 大きな世論を作 私以外にも多 私は弁

で、子どもが常に守られる社会。子ど て生きていける社会。こういった社会 もが子どもらしく、 社会の人のたくさんの温かいまなざし た社会を作れるよう改めて頑張ろうと にこそ未来があると思います。 信頼関係が築けて、 子どもが仮に一人でいても、 親以外の大人とも のびのびと安心し そういつ

親子の関わりの難しさ児童非談所と

弁護士 鍋島知明



児相の措置について簡単にご説明 というでは、児相が虐待すると、現行制度では、児相が虐待すると、現行制度では、児相が虐待等の疑いを関知し児童相談所長が終度裁判所の承認を得れば可能で家庭裁判所の承認を得れば可能です。また、より長期間にわたり(原則す。また、より長期間にわたり(原則す。また、より長期間にわたり(原則す。また、より長期間にわたり(原則す。また、より長期間にわたり(原則す。また、より長期間にわたり(原則す。また、より長期間にわたり(原則す。また、より長期間にわたり(原則する)と、現代が表表が表表が、見のいわゆる「28条審判」)。

私も28条審判に母親の代理人と

してす。 関わりの難しさについて、少しお伝え手続を通して感じた、児相と親子のして関与した経験がありますので、

第1の難しさは、児相はある種の第1の難しさは、児相はある種の実施を決定します。見立てが常にの実施を決定します。見立てが常にで生じるため当然ですが、児相は通常、短時間で限られた資料から措置で上ければ問題ないのですが、児相は通見立てに固執すると記事のような親子に関わらざ

も良いと思います。
に弁護士等へのご相談を検討されてる早期解決等を探るためにも、早めつことがあった場合、冷静な対話によつことがあった場合、冷静な対話によ

「スクールガランスをま市

」 ~そら問題あるよ、

スクールダッシュボード

下、おめでとうございます。

それはさておき、さいたま市では、 程本、文科省の「GIGAスクール」 である「さいたま市スマートスクール である「さいたま市スマートスクール である「さいたま市。同プロジェクトの中 められています。同プロジェクトの中 められています。同プロジェクトの中 は、教員の業務負担を軽減すること は、教員の業務負担を軽減すること は、教員の業務負担を軽減すること で生徒に向かい合う余力を確保する という発想で、生徒一人一人の「教育 という発想で、生徒一人一人の「教育 をいた。関覧できるようにするという 校長が閲覧できるようにするという ものです。

ます。このスクールダッシュボード、阪神このスクールダッシュボード、阪神にのスクールダッシュボード、阪神にのスクールダッシュボード、阪神にのスクールダッシュボード、阪神にのスクールダッシュボード、阪神

「教育データ」とは、①毎日の登校で心の状況を入力)、②毎授業後ので心の状況を入力)、②毎授業後のでかった」)に関するアンケート、③出なかった」)に関するアンケート、③出なかった」)に関するアンケート、③出

の利用履歴などです。国学力学習調査結果、⑥学習ソフト

弁護士

増田悠作

の全市立小中学校に導入される予 報が収集されることに親としては強 せん。そもそも、収集された「教育 しても様々な理由で教室に入ること なってしまいます。④についても、登校 膨大な使えない情報を集めることに れてしまうと、市は大金を投入して なかったりして実際と違う回答をさ て本当に問題を抱えた生徒を見逃 り、①・②の情報があることでかえつ 様子や対話を通じて判断すべきであ 解度については教員が生徒一人一人の 定であるため、今後も注視していき ボード」は今年度中にさいたま市内 い不安を感じます。「スクールダッシュ あるのかも分からないまま、子の情 れが何に利用されてどこまで影響が 徒の居場所を奪うことになりかねま ができず、保健室で過ごしている生 たいと思っています。 アータ」は個人情報にほかならず、そ します。面倒に感じたり、正直に言え してしまうことにならないかと危惧 本来、生徒の健康状態や授業の

シェルターについて子ども

弁護士 宮西陽子

しょうか。

親などから暴言・暴力を受けるながない子どものための緊急の避難所です。

埼玉でも、平成28年8月に、子どもセンター・ピッピが設立され、子どもシェルターの運営が開始されました。紆余曲折あり、いったんシェルターの受け入れを停止し、令和3年10月から、入居者の受け入れを再開して、現在も受け入れを終止し、令和3年10月から、入居者の受け入れを再開して、現在も受け入れを継続しています。現在も受け入れを継続しています。 現在も受け入れを継続しています。 マット検索等してピッピに来る子どももいれば、自分でネット検索等してピッピにつながる オット検索等してピッピにつながる オット検索等してピッピにつながる 子どももいます。

きるよう、支援しています。次の一歩を踏み出せるお手伝いがで暮らしを提供し、心と身体を休めてピッピでは、家庭的で居心地の良い

ずれも「ピッピのご飯美味しい」とかいご飯(私が担当した子どもは、いかいご飯)



できる空間を提供するほか、子どもできる空間を提供するほか、子ども「人ひとりに子ども担当弁護士(「コタン」といいます。)をつけて(通常はタン」といいます。)をつけて(通常はのます。コタンの仕事は、子どもに寄います。コタンの仕事は、子どもに寄り添って活動することです。

と。後に2人の子どもと接してきまし後に2人の子どもとで、受け入れ再開

本来、このような施設がなくても本来、このような施設します。や役割の重要性を実感しますといかなあってほしいのですが、そうはいかなあってほしいのですが、そうはいかなあってほしいのですが、そうはいかなあってほしいのですが、そうはいかないのが現実で、ピッピに来る子どもが安心して生活できる社会で

はのでいます。というでは、公的援助(措置費等)のみなら費は、公的援助(措置費等)のみならず、会員の方からの寄付や年会費でず、会員の方からのようでは、公的援助(措置費等)のみならなっています。

女性のための

法律講座&相談会

弁護士

る一般的な知識をお伝えしてきまし リットは何なのか」などの離婚に関す るのか」「離婚の手続はどのように進 めることもできません。今回は、離婚 ました。離婚をするかどうか悩んで 同参画推進センター(With めるのか」「離婚するメリット・デメ 婚するときにどのようなことを決め がないと、離婚した方が良いのか決 を開催しています。先日、このコラボ ouさいたま)とコラボして、例年 について興味がある方に向けて、「離 いても、そもそも離婚についての知識 イベントの講師としてお話をしてき 女性のための法律講座&相談会 埼玉弁護士会では、埼玉県男女共

離婚の手続は、お互いが合意して、かし、いざ離婚をしようとすると、かし、いざ離婚をしようとすると、かし、いざ離婚をしようとすると、かし、いざ離婚をしようとすると、かし、いざ離婚をしようのか「婚姻期間費はいくらもらえるのか」「婚姻期間中に蓄えた財産はどうするのか」「婚姻期間のか(財産分与はどうするのか」「婚姻期間のか(財産分与はどうするのか」「のか、財産分与はどのか」「のか、財産分与はどのか」「のか、財産が表した後、子どでもらえるのか」「離婚した後、子どでもらえるのか」「離婚した後、子ど

もと一緒に住んでいない親はどのように会うのか(面会交流はどうするのか)」など、決めなければいけないこと(決めた方がいいこと)がたくさんと(決めた方がいいこと)がたくさんと(決めた方がいいこと)がたくさんを持った上で、離婚をするかどうかを持った上で、離婚をするかどうかない親はどのよります。

豊富な弁護士が講師をします。 豊富な弁護士が講師をします。 今回の講師は私ではありませんが、 のうち、①慰謝料、②財産分与、③子 のうち、①慰謝料、②財産分与、③子 について詳しくお話をしますが、離婚の条件 はついて詳しくお話をする予定です。 について詳しくお話をする予定です。 について詳しくお話をする予定です。 について詳しくお話をする予定です。 について詳しくお話をする。 地質する問題について経験に所属する、離婚問題について経験に所属する、離婚問題について経験に所属する、

 近藤里沙

「いい湯だな、いい湯だな~」。温泉をは文化である。古来日本人は温泉をは文化である。古来日本人は温泉をる。今から1300年前の「出雲国風る。今から1300年前の「出雲国風る。今から1300年前の「出雲国風社記」という書物には「いで湯に一度大ると容姿が美しくなり、再び入れば万病が治る」と綴られている。特に鄙びた温泉街をそぞろ歩き、温泉街のびた温泉街をそぞろ歩き、温泉街のびた温泉街をそぞろ歩き、温泉街のびた温泉街をそぞろ歩き、温泉街のでた温泉街をそぞろ歩き、温泉街のでた温泉街をそぞろ歩き、温泉街のでた温泉街をそぞろ歩き、温泉街のでた温泉街をそぞろ歩きである。

問題

は、間違いなく貴重品ボックスの鍵は、間違いなく貴重品ボックス(部屋備え付けると貴重品ボックス(部屋備え付けると貴重品ボックス(部屋備え付けると貴重品がなくなっていた。泉さんた。しかし、程なく冷水を焼であった。しかし、程なく冷水を焼であった。しかし、程なく冷水を焼であった。しかし、程なく冷水を焼であった。しかし、程なく冷水を焼であった。しかし、程なく冷水を焼であった。しかし、程なく冷水をしていた。りは、間違いなく貴重品ボックスの鍵は、間違いなく貴重品ボックスの鍵は、間違いなく貴重品ボックスの鍵は、間違いなく

言っている。 言っている。 言っている。。

るであろうか。
泉さんの請求は認められ
旅館に損害賠償を請求したいと考

旦答

客が旅館に物を預けて保管して客が旅館に物を預けて保管している。旅館と客との間で寄託契約という。旅館とという。旅館に預けが成立した場合、即ち「旅館に預けた」といえる場合には旅館(法律的には「場屋主」という。)は盗まれたことは「場屋主」という。)は盗まれたことは「場屋主」という。)は盗まれたことは「場屋主」という。)は盗まれたことなる(商法第594条第1項)。

否かが問題となる。 だって、本問は寄託契約が成立し

泉さんが旅館のフロントスタッフ

お医者様でも草津の湯でも、惚れた病は治りゃせぬ

情を受 る。この際、スタッフからは「貴重品は 一方を集 ございますか。」と聞かれることはど 一方を集 ございますか。」と聞かれることはど 一方を集 ございますか。」と聞かれることはど 一方を発 でも「明告」があるかどうかの「明告」があ 「一方である。この際、スタッフからは「貴重品は と、それが紛失した場合でも「明告」があ がないとして旅館は貴重品の損害賠 がないとして旅館は貴重品の損害賠

では、本件のように個々の客室にでは、本件のように個々の客室については旅館側が直接監視することが難しいし、客はスタッフに告ることが難しいし、客はスタッフに告ることもなく自由に使えるものであるから、客は自己責任で管理するあるから、客は自己責任で管理する

ないことになる。 従って、この場合「旅館に預けた」と

任を負うことになる。 られる場合には、旅館は損害賠償責不備があった等、旅館の過失が認め

責任を免れない。
あっても、旅館に過失がある場合はいては責任を負いません。」と書いていては責任を負いません。」と書いていては責任を負いません。」と書いていては、

償責任を負わないと解される。 本間では、旅館に貴重品ボックスの

に預けた」といえることは明白であに貴重品を預けたのであれば、「旅館

筆者だけであろうか。 ない、それでは大浴場に行く都 でしてならないと考えてしまうのは やしにならないと考えてしまうのは やしにならないと考えてしまうのは

CASE 33 「湯けむりの女」

_{弁護士 大塚信雄の} 行列のできぬ法律相談所

LAW OFFICE
waiting for its customers all the time!

5 SAICHU No.78

律相談に訪れました。とれる子さんは、これまで3回解雇された経験がある労働者です。そのたびに、K弁験がある労働者です。そのたびに、K弁

A子 先生、久しぶり~~。今の会社は 度を作ろうとしていると聞いたのだけ 解雇されずに3年も続いてるよん。とこ 解雇されずに3年も続いてるよんとこ

導入に向けた議論が進んでいるよ。 だね。これは、解雇が無効になる場合に、 労働契約を金銭の支払によって終了さ 労働契約を金銭の支払によって終了さ 労働契約を金銭の支払によって終了さ

職することもできるのだっけ? 解雇が無効になれば、会社に復

民弁護士 解雇は、客観的合理的理由と社会的相当性がない場合は無効になる。その場合、労働者が希望すれば、解雇から復職までの賃金をもらった上で、会社に復職することもできる。例えば、月給30万円の労働者が解雇されて、その1年後に裁判で解雇無効が確定したとなると、360万円の賃金をもらった上ると、360万円の賃金をもらった上で、会社に復職することができる。

での解決を希望したと思うけど。ね。あたしも戻りたくない労働者もいるよ会社には戻りたくない労働者もいるよ

生している解雇期間中の賃金1年分にの心証が示されたケースだと、すでに発が経過した時点で裁判所から解雇無効とは少なくない。例えば、解雇から1年とは少なくない。例えば、解雇から1年ばずに、金銭で解雇事件を解決するこ

は、 は、 は力のある交渉は望めない を 、 な。 最初から金銭請求をしていくような で、 金銭解決の水準を上げることができ で、 金。最初から金銭請求をしていくような は では、迫力のある交渉は望めない ができ な。 は の制度では、迫力のある交渉は望めない は の制度では、迫力のある交渉は望めない な の制度では、迫力のある交渉は望めない

でとに解決金の上限・下限を設定し、解 、新制度で、事案類型

カネさえ払えばクビ切り事由?

胖雇の金銭解決制度



A子 そうすると、政府が作ろうとしる。 る。 といった話し合いを行うことがある。

たな制度を作る必要性はまったくない。 度でも解雇の金銭解決は可能なので、新 度でも解雇の金銭解決は可能なので、新

た良い制度ということになるの?

現行制度よりも金銭解決の水準が低下 で、裁判所が労使の様々な事情を考 がに、裁判所が労使の様々な事情を考 がに、裁判所が労使の様々な事情を考 がに、裁判所が労使の様々な事情を考 をの2年分を超える金銭解決が実現す 金の2年分を超える金銭解決が実現す る場合もある。新制度で、解決金の上 しまうと、柔軟な解決が妨げられたり、 しまうと、柔軟な解決が妨げられたり、 しまうと、柔軟な解決があれたり、 しまうと、柔軟な解決があれたり、 しまうと、柔軟な解決があれたり、

なの? 度を作ろうとしている本当の狙いは何トの多い制度なのね。では、政府が新制トの多い制度なのね。では、政府が新制

民弁護士 新制度では、労働者だけに金銭解決の申立権を認めるとされているが、いったん新制度を導入すれば、使用者にも金銭解決の申立権を認めてほけいという経済界の要求が強まるのは開者にも金銭解決の申立権を認めてほ財者にも金銭解決の申立権を認めてほり労働契約を金銭によって強制的により労働契約を金銭によって強制的により労働契約を金銭によって強制的により労働契約を金銭によって強制的に、労働者だけに

A子 カネさえ払えば労働者を自由に

(K弁護士) 解雇された会社への復職に 抵抗はあっても、再就職が困難などの理 もいるから、困ってしまう労働者がたく さん出てくる。このような危険な制度に さん出てくる。このような危険な制度に

1 はじめに

請が義務化されます。 令和6年4月1日から、相続登記の申

ルティの適用対象となります。 た場合には、10万円の過料(行政上のペナ 正当な理由なく相続登記をしなかっ

2 なぜ義務化されたのか

せんでした。 これまで、相続登記は義務ではありま

か分からないという事態が発生します。 記を確認しても、本当の所有者が誰なの のに相続登記をしなかった場合には、登 続人に移ります。よって、相続が発生した 続が発生すると、法律上、所有権者は相 その土地について、何も対処ができないと この所有者不明土地の困るところは 不動産登記をしなかったとしても、相

もらえば良いかわかりません。 所有者が分からなければ、誰に対処して 老朽化して壊れかかっている等、隣接地 雑草が生い茂っている、その土地の建物が に悪影響が発生している場合でも、真の 例えば、誰も管理ができておらず木や

許可が必要です。そのように手出しが出 不動産に何か手を加えるには所有者の もいきません。当然のことながら、他人の したり、建物を解体したりというわけに かと言って、別の人が勝手に木を伐採

> 法改正がなされます。 来ないのは行政も同じです。 このような事態を改善すべく、今回の

法改正の内容は色々あるのですが、皆

丹野駿吾 弁護士

44

記の申請をすることが義務付けられてい は、遺産分割の日から3年以内に相続登 協議が完了し相続分が決まった場合に 分による割合による登記の後、遺産分割 そして、相続人申請登記や、法定相続

ているので注意が必要です。 ら3年以内の登記申請が義務付けられ 月1日以前に相続した不動産であれば 令和9年3月31日まで、つまり法改正か いずれの登記についても、令和6年4 さんが知っておかなければならないのは、

申請は難しいことではないでしょう。 相続する場合であれば、3年以内の登記 協議が進んだ場合、法定相続分の割合で 通りに相続した場合、速やかに遺産分割 所有権を取得した人は、そのことを知っ た日から3年以内に相続登記の申請を しなければなりません。遺言があり、その まず、自分に相続が発生し、不動産の

とになります。 まず自分が相続人であることを申し出 場合のために、「相続人申告登記」という めて遺産分割が出来ない、そもそも、相 るための手続きで、この登記をすることに 簡便な登記手続があります。これはひと ても相続分は決まりません。そのような ら出来ないような場合は、3年以上経つ より、相続登記申請の義務を果たしたこ 統関係が複雑過ぎて遺産分割の協議す しかし、遺言もなく、相続取り分で揉

ることが予想されます。

ですが、価値の無い「負動産」をめぐる法律 な不動産の扱いを注意すべきなのは当然 トラブルにも注意しなければなりません。

4 法改正の懸念

らない不便さ等によく出くわします。 題や、登記を見ても本当の所有者が分か 者不明で手出しが出来ない不動産の問 なればとても素晴らしいことです。 よって、相続登記が必ず行われる結果に 弁護士の仕事をしておりますと、所有

、間も出てくると予想されます。 一方で、この制度に乗じて悪巧みをする

もしれません。 金を騙し取る、という事件がでてくるか すると、それを見た悪質業者が「この不動 名前と住所が載ることになります。そう 産」について、真の所有者または相続人の ることも活用することも出来ない負の遺 がなぜ登記されていないかと言うと、そ 産を処理してあげますよ」等と言って、お 産となっている不動産(いわゆる「負動 れは登記をする価値が無いからです。売 現状相続登記がされていない不動産

条件が厳しく、依然として、「負動産」は、 度」ができましたが、建物の存する土地や き取ってもらう「相続土地国庫帰属制 境界が明らかでない土地ではダメなどと 相続人の方にとって頭を悩ます存在にた この法改正とともに、不動産を国に引 価値のある、相続人同士で揉めるよう

\hat{o} 本 人物を各時代一人ずつ対にして 書では、唐代から清末まで計2

も踏まえて再評価を試みている。 問的成果に基づきかつ現代的価値観 史的

人物の評価について、最近の学

という意味ではなく、

歴史的評価

して悪名高いという意味であり、

歴

のではないかと感じる。後者は、悪人 これを意識としては引き継いでいる いうところだろうか。現在の中国 にある皇帝が支配する多民族国家と が解説している。前者は世界の中心 国』、『悪党』については前書きで著者 ればならない。本書の題名『中華帝 なので、興味を引く題名を考えなけ である。編集者は本が売れてなんぼ 編集者が知恵を絞ったものが多そう 者がつけるのか。新書などの題名は

t

党たちの中華 帝

玉



弁護士 難波幸-今気になるこの一冊

> 者としての考えも示している。 評を掲げたうえで、先の観点から の歴史書などに載せられている人物 論じている。それぞれの冒頭で、

過

本隆司 (新潮選 書

本の題名は著者が考えるのか編

集注、 も まっていった。 形 考書に転用されたことで影響力を拡 系化したが、初学者用の入門書(四 子学の確立者であり、学問として体 していたことである。南宋の朱熹は朱 また太宗の言行が後世の評価を意識 こう似ている。違うのは結果であ 事・対外遠征などやったことはけ さ 君 評価だけでなく事実関係の取捨選 を簒奪して成立しているので、 れた王朝は前王朝を打倒したり皇位 ひとつの見方だが、反面、編纂が行わ きたが、後の王朝期に作られているの 各王朝について『正史』が編纂され 大した。反対に王陽明は、ゼミナー 朝の皇帝をあしざまに書く、 く公正が担保されている、というのが 絶無とはいえない。唐の太宗は 中 れているが、皇位簒奪・大規模工 式の討論でその学問 時の権力者に忖度する必要がな 前代の隋の煬帝は暴君の代表と ・国は昔から歴史大好きである 資治通鑑綱目)が科挙受験参 が庶民に 、それ 前

を得るのにも役立つ本である。

中

国史を復習しさらに新しい知

このたび、44年間当事務所に勤務し、貢献してきた山口隆事務局員(元事務局長)が退職致しました。 皆様から同氏に寄せられた長年のご厚情に感謝申し上げます。

J R大宮駅東口 徒歩5分 埼玉中央法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目28番地 あじせんビル4階(受付)



(埼玉弁護士会所属)

難波 幸 青木 努 大塚 信雄 淳 長田 竪 十萌子 陽子 松苗 弘幸 久保田和志 宮西 小内 克浩 増田 悠作 石川 智士 近藤 里沙 鍋島 知明 丹野 駿吾

法律相談のご予約は

9:00~18:00 月~金

NPO法人 子どもセンター・ピッピへ ご支援のお願い。

NPO法人子どもセンター・ピッピは、 居場所をなくした子どもたちを対象とし た相談・支援活動事業、虐待その他の理 由により行き場のない子どものための シェルターの準備・設置 運営事業等を



行い、これらの事業を通じて、子どもの権利を擁護し、子どもの福 祉と健全育成に寄与することを目的としています。

子どもセンター・ピッピは、皆様からのご寄付、会員の年会費、 公的援助で運営していますが、公的援助のみでは全てをまかな うことができないのが現状です。

会員登録や寄付等、居場所を失った子どもたちへのみなさま のご支援とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

> ホームページを ご覧ください。



会費およびご寄付の振込先①

金融機関 ゆうちょ銀行 〇二九(ゼロニキュウ) 名 番 029

預金種目 当座預金

コドモセンター・ピッピ

会費及びご寄付の振込先②

金融機関 埼玉りそな銀行 名 県庁支店 預金種目 普通預金 口座番号 4717278

口座名称 (特非)子どもセンター・ピッピ トクヒ) コドモセンター・ピッピ